

災害時における応急医療救護活動に関する協定書内規

第1条

この内規は、災害時における応急医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2条

協定書第1条に規定する「地震等の災害及び多数の傷病者が発生した大規模事故等（以下「災害等」という。）」の場合とは、下記のとおりとする。

1. 地震等の災害

地震、自然災害

2. 多数の傷病者が発生した大規模事故

概ね5人以上を基準とする。ただし、5人未満でも状況に応じ、協定書が適用される。

第3条

協定書第2条第1項の要請者（担当窓口）は下記のとおりとする。

由利本荘市総務部危機管理課

にかほ市総務部防災課

第4条

協定書第2条第1項第1号に規定する「看護師等」の中には運転手、事務職員、その他必要に応じて出動した者も含まれる。

第5条

協定書第3条第2項により直接会員（至近医師、病院）に対して協力要請をした場合でかつ緊急を要する場合、要請者が現場までの移動手段について状況により判断する。

第6条

協定書第7条第1項第2号「医療従事者等が使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕等に係る費用」については、内容把握のため聞きとり等の確認をする場合もある。又協定書第7条第1項第3号「前2号のほか、この協定の実施のために要した費用」には移動に要した費用（ガソリン代等）も含まれる。

第7条

協定書第7条第1項第2号「医療従事者等が使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕等に係る費用」については、出動した医療機関から市へ直接請求できるものとする。